

IOSCO による最終報告書
「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビュー」の
公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビュー」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、25 カ国における証券化におけるインセンティブ・アラインメントに関係する法令、規制、政策措置の実施状況の進捗について記載している。

本報告書は、2013 年 9 月に IOSCO が G20 より要請された リスク・リテンションを含むインセンティブ・アラインメントに係る制度の導入に関するピアレビューの実施に対応したものである。2012 年 11 月、IOSCO は、最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」の中で、インセンティブ・アラインメントに係る提言を公表している。

本報告書は 2012 年の最終報告書における 3 つのインセンティブ・アラインメントに係る提言を対象としている。各国当局への提言の内容は以下のとおり。

- 証券化のバリュー・チェーンにおけるインセンティブを評価、インセンティブ・アラインメント施策を構築し導入すること（提言 1）。
- リスク・リテンションを含むインセンティブ・アラインメント施策の内容を定めること（提言 2）。
- インセンティブ・アラインメントやリスク・リテンション施策における差異に起因して発生しうるクロス・ボーダーな証券化商品取引への悪影響を最小にするよう検討を行うこと（提言 3）。

本レビューは、2015 年 4 月 30 日時点（基準日）の進捗状況を報告している。本レビューは 2012 年の IOSCO 報告書における提言との整合性を評価するものではない。レビュー参加国におけるインセンティブ・アラインメント提言の導入における進捗については、顕著な進捗があることが確認されたが、その進捗の程度には差異も見られた。提言 3 のレビューについては時期尚早ということから、本レビューは提言 1 と提言 2 の導入の進捗についてのみ報告している。基準日時点において、多くのレビュー参加国が提言導入を進めている段階であるか、もしくははまだ提言導入を開始していない状況であった。

25 のレビュー参加国のうち、5 カ国のみが、本報告書で対象としているインセンティブ・アラインメント施策に係る提言の導入を、証券化市場全体を対象として完了していると報告している。

証券化市場の規模が小さい多くの国に比して、欧州連合加盟国と米国においては提言導入のすみやかな進展が見られた。

評価チームは豪 Australian Securities and Investments Commission (ASIC) が主導。メンバーは豪 ASIC、蘭 Autoriteit Financiële Markten、金融庁、英 Financial Conduct Authority、南ア Financial Services Board、西 Comisión Nacional del Mercado de Valores、IOSCO 事務局で構成された。